

川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 増加する外国人市民と日本人の相互理解を深め、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生し、互いの協働によって地域づくりを実現する川口市多文化共生指針策定（改訂を含む。以下同じ。）のため川口市多文化共生指針策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 川口市の多文化共生指針策定の基本方針に関すること。
- (2) 川口市の多文化共生指針策定の推進方策に関すること。
- (3) その他、川口市の多文化共生指針策定に必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

- 2 委員は、知識経験者、学識経験者、多文化共生事業を行う市民団体、地縁団体、民間団体、外国人市民及び公募による市民のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、川口市多文化共生指針の策定までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、原則として公開とし、希望者は委員会を傍聴することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認められときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成23年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。